

神戸市職員労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和4年1月14日（金） 21：14～21：23

2. 場 所：給与課会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、組織制度課長、給与課担当係長3名、組織制度課担当係長
（組合） 市職副委員長、書記長、他6名

4. 議 題：保育所保育士の勤務時間の変更について

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、改めて心から感謝申し上げます。

さて、先日いただいたご要求に関しまして、我々として十分に検討してまいりました。本日は、勤務労働条件に関することにつきまして、回答させていただきます。

まず、4週8休の導入につきましては、保育士が働きやすい職場環境を構築し、ワークライフバランスを確保することを目的として提案したのですが、4週8休と7時勤務を同時に導入することによる、職員への負担も大きいため、令和4年4月の実施を見送り、引き続き実施時期について検討を行うことといたします。

次に、開所時間からの時差勤務についてですが、この度の提案は、安全安心な保育を行えるよう、正規職員等の勤務開始時間を開所時間に前倒そうとするものであり、延長保育の申し込みがない場合は7時30分から勤務いただくこととなります。

開所時間からの勤務回数を制限することについては、開所時から安全安心な保育を実施する趣旨から、難しいと考えておりますが、小規模保育所については、開所時間からの勤務回数が多くなるため、職員への負担を緩和する観点から、パートタイムで働く会計年度任用職員をフルタイム化いたします。なお、開所時の職員の負担を軽減するため、3カ月間現行のパート配置を維持する予定です。

また、育児短時間勤務や部分休業などの制度を利用している職員については、従来通り、固定の勤務時間にて勤務いただきますが、開所時間からの勤務ローテーションについては、所内全員で協力して保育所運営を行う観点から、子育てや介護等に十分配慮したうえで、可能であれば入っていただきたいと考えております。職員の状況を丁寧に聞き取った上で対応いたします。

早出勤のための交通手段については、原則、常例としている通勤の方法及び経路を用いて通勤していただきますが、公共交通機関が動いていない等の場合には、自家用車等交通用具やタクシーを使用して通勤していただきます。

さらに、この度の勤務時間の変更は職員にとって大きな勤務条件の変更となるため、異動にあたっては、職員の意向を丁寧に聞いてまいりたいと考えております。

続いて、職場環境の改善についてですが、職員の負担軽減や労働安全衛生の観点から、引き続き十分検討してまいりたいと考えていますが、要求にありましたパソコンやタブレットにつきましては、早期に配備を進めてまいりたいと考えております。

休憩時間については、現在も、所属職員全体の体制の中で、順次取得していただいているところですが、予定していた休憩時間に休憩が取得できない保育所については、実態を把握したうえで、職員が適切に休憩時間を取得できるよう、取り組んでまいります。

また、休憩場所については、休憩室に加え、必要に応じ、事務所も利用するなど、保育所内のスペースを活用し、柔軟に対応してまいります。

保育所の職場実態については、こども家庭局において把握に努めているところですが、行財政局としても、こども家庭局と協議を行いながら、職場環境の改善に努めてまいります。

なお、令和4年度より、正規職員と同じローテーションで勤務するフルタイム会計年度任用職員について、初任給の改善を行います。また、その他の会計年度任用職員についても、初任給の改善を予定しております。具体的には、現在1級13号給の初任給となっておりますが、1級17号給の初任給へと改善を行います。

これらの取り扱いについて、4月以降の業務執行体制を早期に確保するため、2月から適用することとし、改善内容を踏まえ、会計年度任用職員の募集に尽力してまいります。

《資料配布》・・・別紙1

4週8休について、令和4年4月の実施を見送ることに伴い、改めて勤務時間の変更について、ご提案いたします。

「1. 変更内容」でございますが、「(1) 正規職員、再任用フルタイム職員の勤務時間」については、表に記載しておりますとおり、現在、平日、土曜日ともに8時以降の勤務となっているところ、平日、土曜日ともに最も早い時間で7時からの勤務といたします。「(2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間」についても、表に記載しておりますとおり、平日、土曜日ともに最も早い時間で7時からの勤務といたします。

週休日、勤務時間数及び休憩時間数については、正規職員、再任用フルタイム職員、再任用短時間勤務職員ともに現状と変更ございません。

なお、フルタイムで勤務する会計年度任用職員については、4週7休に見直すとともに、1日当たりの勤務時間及び休憩時間を正規職員に定めるものと同様のものに変更いたします。これに伴い土曜日に必要なパートを補充いたします。

説明は、以上でございます。

(組合) 回答については、持ち帰り協議させていただきます。

保育所の厳しい状況については、欠員の解消や休憩時間の確保などこの間の交渉でも申し上げてきましたが、引き続き、保育所の実態を把握し職場環境の改善に努めていただくようお願いいたします。